

# 説 明 資 料 1

- 現行の児童手当の制度設計の基本的な考え方 . . . . . 1
- 児童手当の目的に関するこれまでの議論 . . . . . 2
- 主要国の児童手当制度 . . . . . 3
- 諸外国における児童手当と年金（粗い概算） . . . . . 4
- 家族手当の支給状況の推移 . . . . . 5
- 児童のいる世帯の世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり  
の平均所得額 . . . . . 6
- 「夫婦のみ世帯」と「夫婦と未婚の子のみの世帯」の  
平均所得金額の比較 . . . . . 7
- 主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等  
の概要（未定稿） . . . . . 8
- 諸外国における児童手当と扶養控除 . . . . . 9
- 所得控除と児童手当の合算効果 . . . . . 10
- 児童手当と扶養控除の関係に係る考え方（主なもの・抜粋） . . . 11
- 現金給付と現物給付について . . . . . 12
- 家族支援給付：現金給付と現物給付の比較（1998年） . . . . . 13
- 受給経験者による児童手当の使途・意識 . . . . . 14
- 保育・子育て関連サービスの拡充による雇用創出効果 . . . . . 15

## 現行の児童手当の制度設計の基本的な考え方

児童手当制度は、西欧諸国の枠組みを参考にして、児童養育家庭に対する所得保障や児童福祉の増進の観点から、昭和47年に実施された。当初は、財源負担の面も考慮して、まず第三子以降の児童を支給対象として、児童一人につき月額3,000円の児童手当を中学校卒業まで支給。昭和60年以降は、国の厳しい財政事情の下、制度の普及・定着を図る観点から、支給対象出生順位の拡大、支給額の引き上げを行う一方で、支給対象年齢を限定する方向で見直しが行われた（給付重点化）。

さらに、平成12年以降は、深刻化する少子化を背景に総合的な少子化対策の一環として、支給対象年齢の拡大等の制度拡充が図られている。また、近年、高齢社会を担う次世代を支援するという世代間扶養の観点も重要になってきている。

### 1. 支給対象年齢【義務教育就学前】

乳幼児期は、児童の人格形成に重要な時期であり、母親の就業率が低い実態にあるなど児童養育に伴う生活上の制約が強く、物心ともに負担が重いことを考慮したものといえる（財源の関係で本来義務教育終了まであるべき支給期間を絞り込まざるを得ないというのが根底にある）。

### 2. 支給額【第一・二子：月額5,000円、第三子以降：月額10,000円】

第三子以降の支給額は、制度創設時の金額（3,000円；当時の児童一人当たりの養育費の約2分の1）を概ねその後の物価動向等を踏まえ是正した額。第一・二子の支給額は、これまでの給付重点化による捻出財源の枠内で確保できた額。

### 3. 所得制限【夫婦及び児童二人のケース 被用者：574万円、非被用者：415万円】

養育費がさほど家計の圧迫にならないような高額所得者については、一般の所得水準、国民感情を勘案し、制限する方が望ましいという考え方を前提に、現在概ね支給率85%に設定。

## 児童手当の目的に関するこれまでの議論

### ○児童手当懇談会(昭和43年12月)

- ・児童手当は児童の養育費の一部を社会的に保障しようとするものであり、併せて児童の福祉の増進を図ろうとするもの。
- ・人口の静止限界を維持しうる程度の出生率の回復も期待できるだろう。

### ○中央児童福祉審議会(昭和52年12月)

- ・家庭の児童養育機能が低下しており、強化、助長が必要と思われる。
- ・児童は将来の国を担う社会的存在であり、有子家庭と無子家庭の負担の均衡が必要。
- ・家族に対する公的サービスのみでは全面的には対応し得ず児童手当も重要な役割を担う。

### ○中央児童福祉審議会(昭和59年12月)

- ・生産年齢世代が高齢者世代を扶養する社会システムの下では、次代の生産年齢世代である児童の養育について「子の扶養は私的扶養で十分」とは言い切れない。

- ・高齢者の扶養の負担を担う現在の児童の扶養についても、生産年齢世代が子どもの有無に関係なく一定の負担を行うことが社会的公平から見て必要。

### ○児童手当制度基本研究会(平成元年7月)

- ・減少する児童の健全育成を図る観点から位置づけを考えていくことが必要。
- ・有子家庭と無子家庭との間で養育費用や仕事の中断に伴う機会費用の負担の不公平があり、子供を持たない方が有利という意識すら招きかねない現状。

### ○中央児童福祉審議会(平成2年12月)

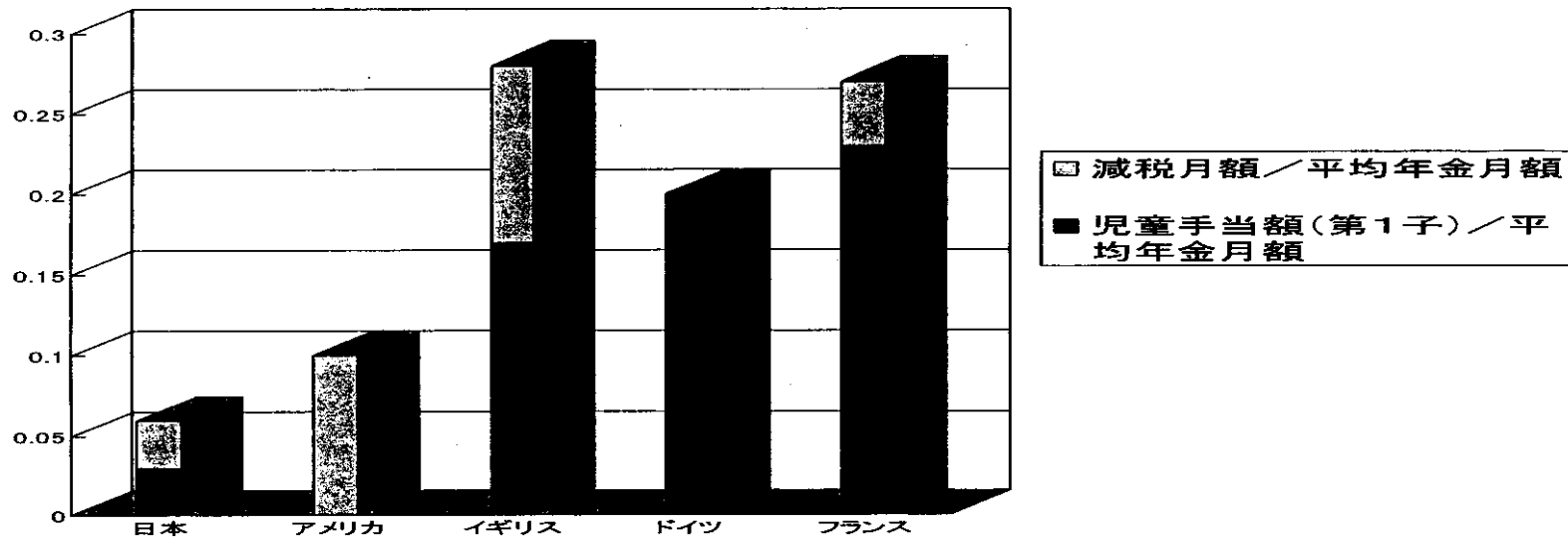
- ・世代と世代が相互に支え合う社会においては、子育ては私的な意味だけでなく、次代の社会の担い手を育てるという意義が強くなっており、前世代に対する扶養のみならず後世代の扶養についても配慮することが必要。
- ・児童手当を通じて、児童の養育に関して社会的な支援を行い、子育てによる社会への貢献を評価し、あわせて社会的連帯意識の醸成に資する必要がある。

主要国の児童手当制度

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ス ウ ェ ー デ ン	
児 童 手 当	支給対象児童	第1子から  6歳到達後最初の年度末まで (義務教育就学前)	第1子から  16歳未満 全日制教育を受けている場合は 19歳未満	第1子から  18歳未満 学生等は27歳未満 失業者は21歳未満	第2子から  16歳以下(義務教育終了まで) 学生等の場合は20歳到達まで 等	第1子から  16歳未満(義務教育終了前) 20歳の春学期まで奨学手当 等	
	支給月額	第1・2子 5,000円 第3子～ 10,000円	[2001年] 第1子 62.00ポンド [10,788円] 第2子～ 41.40ポンド [7,204円]	[2001年] 第1・2子 270マルク [14,850円] 第3子 300マルク [16,500円] 第4子～ 350マルク [19,250円]	[2002年] 第1子 なし 第2子 108.85ユーロ [11,756円] 第3子～ 139.47ユーロ [15,063円] <割増給付> 11～16歳未満 30.62ユーロの加算 [3,307円] 16歳～ 54.43ユーロの加算 [5,878円]	[2001年] 第1・2子 950クローナ [11,400円] 第3子 1,204クローナ [14,448円] 第4子 1,710クローナ [20,520円] 第5子～ 1,900クローナ [22,800円] 奨学手当等も同額	
	所得制限	・一定の年収(4人世帯：(年収ベース)596.3万円)以上の者には支給しない。 ・被用者については一定年収(4人世帯：(年収ベース)780万円)未満まで支給。	ただし、児童手当に相当するものとして、税制上の子女控除制度(児童1人600ドル≒[73,200円]のtax credit(税額控除又は還付)がある。 2010年までに段階的に1,000ドル≒[122,000円]に引き上げ予定。	なし	18歳未満：なし 18歳以上：児童の年収13,020マルク[72万円]以上の場合には支給しない [2001年]	なし	なし
	財源	<0～3歳未満> 被用者 事業主7/10 国 2/10 地方1/10 非被用者 国 2/3 地方1/3 特例給付 全額事業主負担 <3歳～義務教育就学前> 国 2/3 地方1/3		国庫負担	公費(税額控除方式) 児童手当及び児童扶養控除に要する費用の負担割合：連邦74%、州及び自治体26%	家族給付全国基金 ・事業主拠出金(65%) ・税(一般社会拠出金等)(35%)	国庫負担
運営	政府		政府	政府	家族手当金庫	政府	

(注) 1. イギリスの児童手当額は週単位であり、これを月額に換算した。  
2. 円への換算レートは、1英ポンド=¥174、1ドイツマルク=¥55、1フランスフラン=¥16、1スウェーデンクローナ=¥12、1ユーロ=¥108、基準外国為替相場1米ドル=¥122(2001年12月現在)

## 諸外国における児童手当と年金(粗い概算)



	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
児童手当額(第1子) /平均年金月額(A)	0.03	—	0.17	0.20	0.23
減税月額/平均年 金月額(B)	0.03	0.10	0.11	—	0.04
(A)+(B)	0.06	0.10	0.28	0.20	0.27

(注1)減税月額は、扶養児童の税制措置による減税額(税額控除額、所得控除による減税額等)の合計額。(月額)

(注2)日本の減税額は、所得税、個人住民税の扶養控除による減税月額の合計。(所得税10%、住民税5%)

(注3)アメリカは、児童手当制度なし。

(注4)イギリスの減税額は税額控除であり、子の数にかかわらず約7500円(月額)。

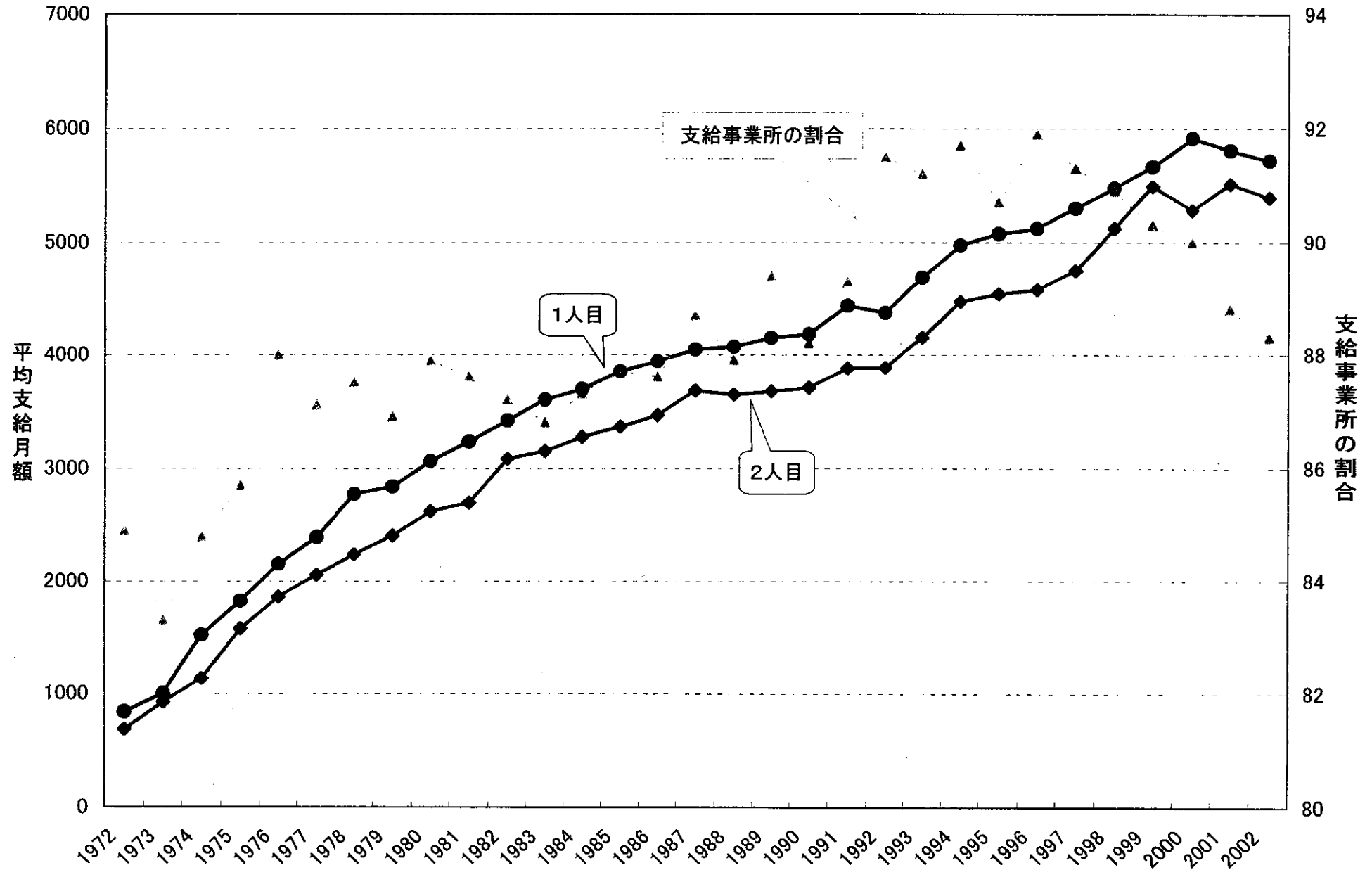
(注5)ドイツは、児童手当(税額控除)と所得控除の選択制。概ね児童手当が適用される。

(注6)フランスは、第2子の児童手当額。また、減税額はN分N乗方式により子の数が多いほど大きくなり、ここでは一定の前提の下に夫婦子1人世帯と夫婦子2人世帯の税額の差額により試算。

(円)

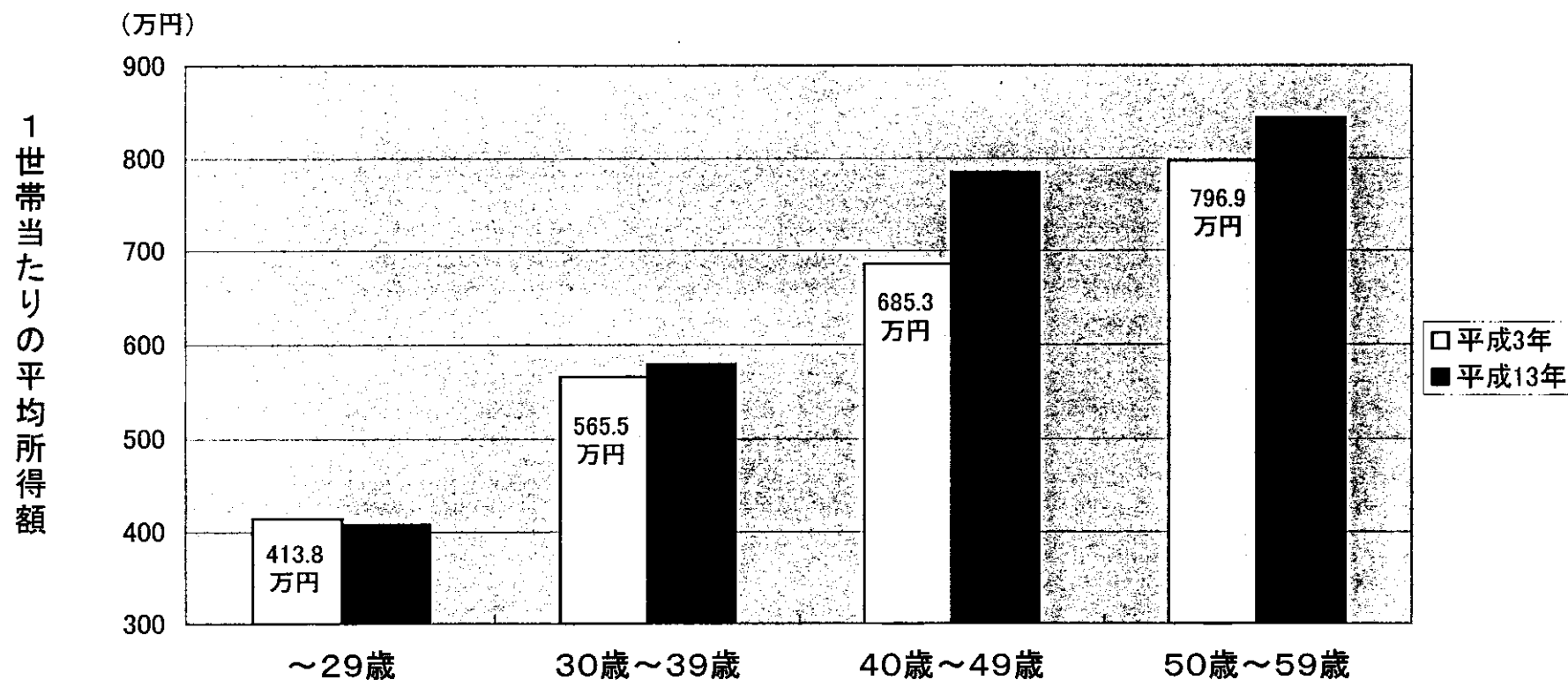
# 家族手当の支給状況の推移

(%)



資料: 人事院「民間給与の実態」

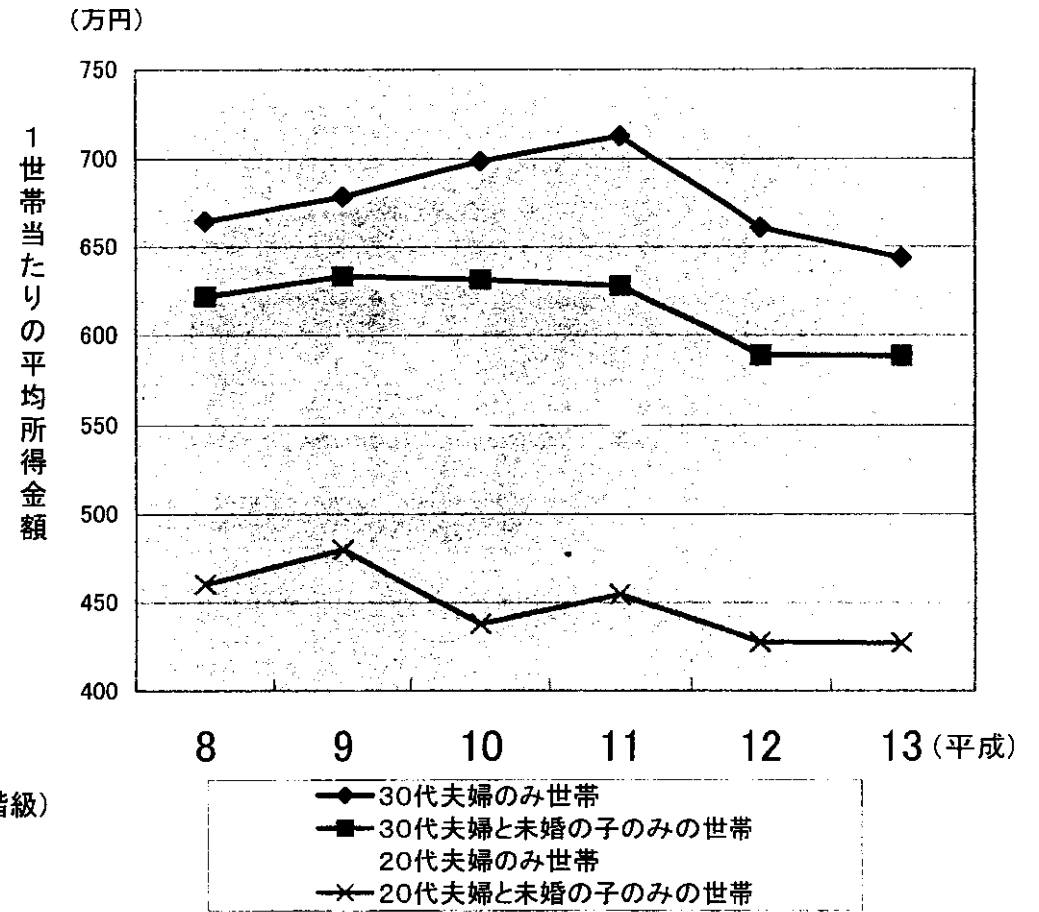
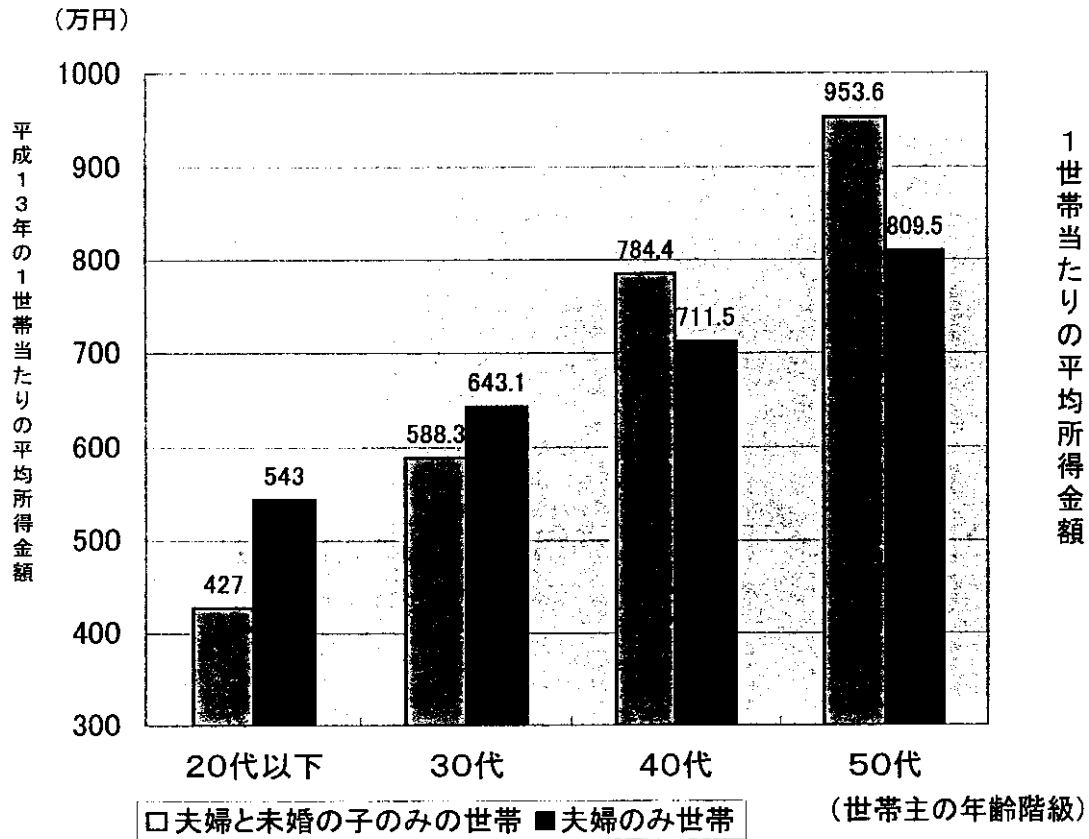
## 児童のいる世帯の世帯主の年齢階級別に見た1世帯当たりの平均所得額



注 「児童のいる世帯」とは、18歳未満の未婚の者のいる世帯をいう。

(厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」より作成)

## 「夫婦のみの世帯」と「夫婦と未婚の子のみの世帯」の平均所得金額の比較



(厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」より作成)



主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要（未定稿）

（財務省作成）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス												
課 税 単 位	個人単位	個人単位、夫婦単位の選 択	個人単位	個人単位、夫婦単位（二 分二乗）の選択	世帯単位（N分N乗）												
納税者本人に関 する控除	人的控除 38万円	人的控除 3,000ドル [36.6万円]	人的控除 4,535ポンド [78.9万円]	なし  税率適用課税所得 ・ 個別課税 7,236ユーロ [78.1万円] ・ 合算分割課税 14,472ユーロ [156.2万円]	なし  税率適用課税所得 4,121ユーロ [44.5万円]												
配偶者に関する 控除	・ 配偶者控除 38万円  ・ 配偶者特別控除 (最高38万円)  ※平成16年1月廃止 (予定)	・ 人的控除 3,000ドル [36.6万円]  夫婦共同申告を選択し た場合に、3,000ドルの 2倍の人的控除が認めら れる（3,000ドルが配偶 者控除相当額となる）。	・ なし  (注)2000年4月に、夫婦者 税額控除が廃止された	・ なし	・ なし  (注) 家族除数 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>・ 養身者</td><td>1</td></tr> <tr><td>・ 夫婦者</td><td>2</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子1人</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子2人</td><td>3</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子3人</td><td>4</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子4人</td><td>5</td></tr> </table> 以下扶養子女1人増すごとに1を 加算する。	・ 養身者	1	・ 夫婦者	2	・ 夫婦子1人	2.5	・ 夫婦子2人	3	・ 夫婦子3人	4	・ 夫婦子4人	5
・ 養身者	1																
・ 夫婦者	2																
・ 夫婦子1人	2.5																
・ 夫婦子2人	3																
・ 夫婦子3人	4																
・ 夫婦子4人	5																
親族等を扶養し ている場合の控 除等	・ 扶養控除 扶養親族 38万円 特定扶養親族（16歳 以上23歳未満） 63万円 老人扶養親族（70歳 以上） 48万円	・ 人的控除（被扶養者1 人につき3,000ドル [36.6万円]の所得 控除  ・ 子女控除（17歳未満の 扶養子女1人につき 600ドル [7.3万円]の 税額控除）	・ 児童税額控除（16歳未 満の扶養子女が1人以 上ある場合520ポンド [9.0万円]の税額控 除）	・ 子女控除（扶養子女1 人につき5,808ユーロ [62.7万円]の所得控 除）  (注)子女控除と児童手当 の有利な方を適用													

(注) 1. 平成14年1月現在の各国の税法による。

2. ( ) 書きの計数は、邦貨換算したものであり、それぞれ次のレートによる。

1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円

## 諸外国における児童手当と扶養控除

○ 多くの国において、子育て家庭に対する経済的支援は税制の所得控除から税額控除へ、さらに社会保障の児童手当に置き換えられる傾向が強い。

○ OECD加盟国(1999年現在)の制度

	税制措置		
	扶養児童の税制措置なし	税額控除	所得控除
児童手当	イギリス、オーストラリア、オランダ、スウェーデン、デンマーク、フランス、フィンランドなど(16カ国)	<u>イタリア、オーストリア、ノルウェー、ベルギー</u> (4カ国) (* )下線は、児童手当と税制措置が併存する場合に、児童手当のウェイトが大きい国。	日本、 <u>スイス</u> (2カ国) (* )下線は、児童手当と税制措置が併存する場合に、児童手当のウェイトが大きい国。
児童手当なし		アメリカ、カナダ、ドイツなど(5カ国)	アメリカ、ドイツなど(4カ国)

(注1)「少子社会の子育て支援」(国立社会保障・人口問題研究所編)から。

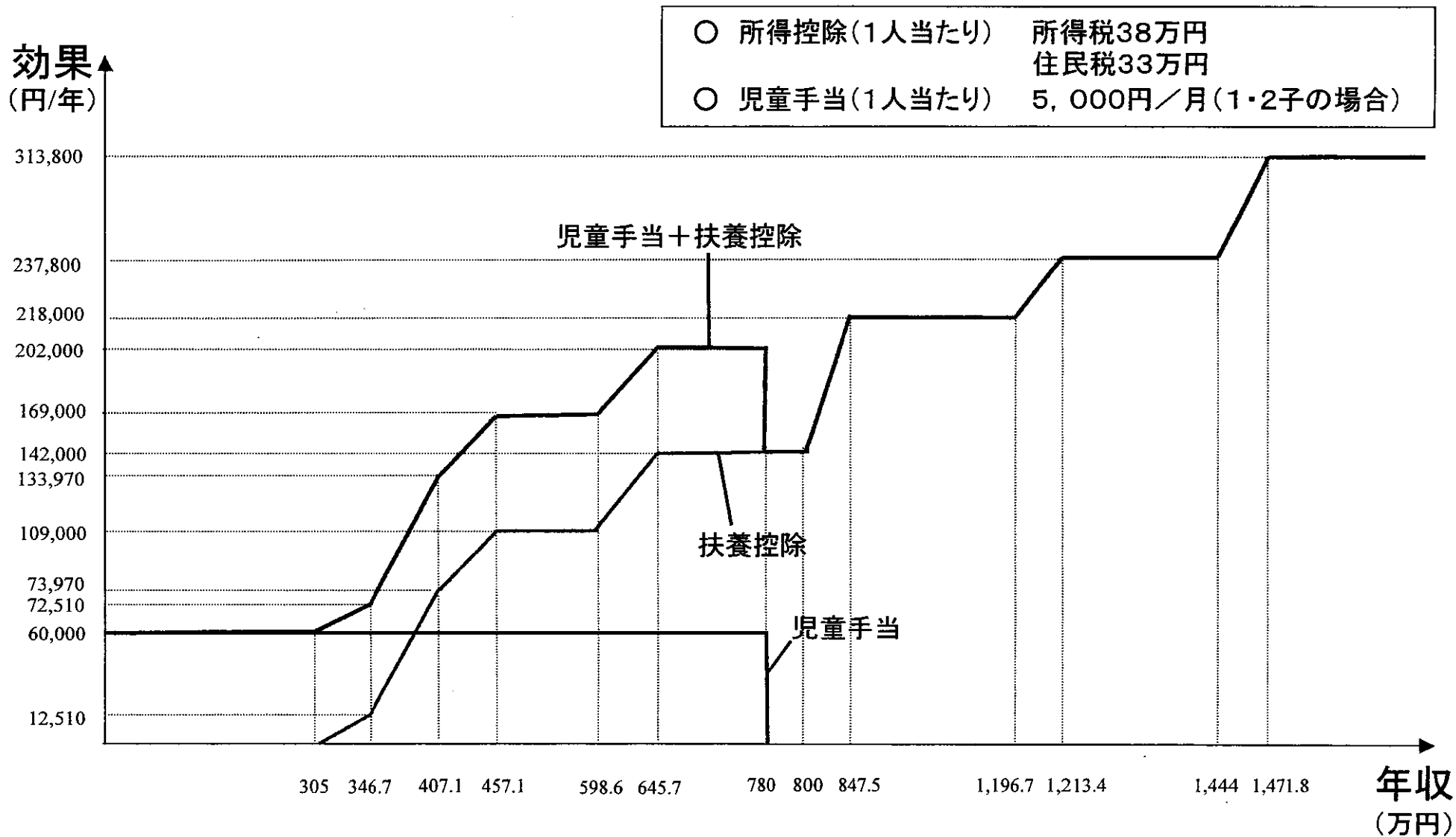
(注2)イギリスでは、夫婦税額控除を廃止し、児童税額控除を2001年度から導入。

(注3)アメリカは、税額控除と所得控除が併存する。

(注4)ドイツの児童手当は、税額控除に分類。また、税額控除と所得控除が併存し、どちらか有利な方を適用。概ね税額控除が適用される。

(注5)フランスの個人所得課税は、N分N乗方式により家族数が多いほど低い累進税率が適用される。

# 所得控除と児童手当の合算効果



(注) 夫婦子2人の給与所得者(世帯主のみ勤労、子どもは1人は義務教育就学前、1人は小学生)の場合

## 児童手当と扶養控除の関係に係る考え方 (主なもの・抜粋)

### 【統合積極論】

#### ○ 児童手当懇談会報告(昭和43年12月)

現行の扶養控除制度は、…高額所得者ほど税の軽減が著しいという効果があり、…その改善措置が必要であろう。この措置が困難であるとすれば、年々増額されてきた扶養控除の額をさしあたり現行の控除額に据え置くことが考えられる。このことによる税の増収も相当な額に達し、児童手当の有力な財源となる。

#### ○ 児童手当制度基本問題研究会報告 (昭和55年4月)

扶養控除制度に代えて…児童手当を直接支給するという形での調整を行う方式が…理論的に最も望ましいものといえよう。…①児童の養育費用に対する配慮の実質的な平等が確保されること、②扶養者の所得によって扶養児童を区別することがなくなり…望ましいこと、③…所得再分配が強化されること…等からしてこの方式は他の方式より優れているといえよう。

### 【統合慎重論】

#### ○ 児童手当制度基本問題研究会報告 (平成元年7月)

扶養控除との関係については、…諸外国では両者を調整している例もあるが、扶養控除は扶養親族の有無、多寡に応じて担税力の調整を図るための仕組みであり、両者の調整は税体系上の問題のほか、事務的にも検討すべき課題が多いと考えられる。

#### ○ 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題」 (平成12年7月)

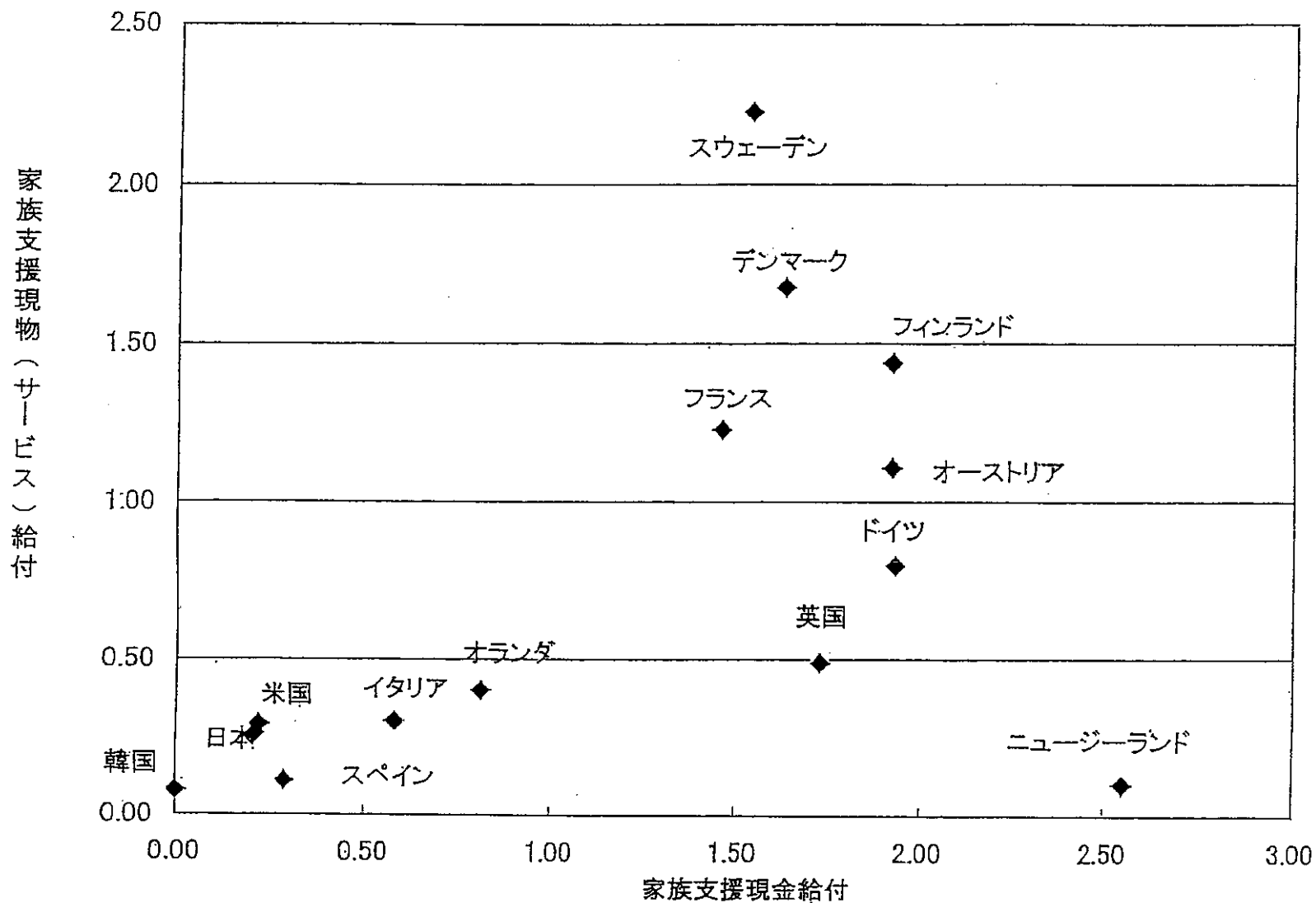
扶養控除をめぐっては、少子化対策の観点から、…児童手当に代替させてはどうかという考え方があります。…基礎的な人的控除のうち児童に係る扶養控除の部分のみを縮減する場合には、扶養親族の人数などといった世帯構成に応じた税負担能力の調整機能を損なう、また、老人扶養親族に係る扶養控除や、…基礎控除、…配偶者控除等の他の基礎的な人的控除とのバランスといった…問題点があります。

## 現金給付と現物給付について

	効 果	課 題
現金給付 (児童手当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童養育に係る経済的負担(感)を公平かつ直接的に軽減する。</li> <li>○個々人の多様なニーズに応えることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人のニーズにかかわらず定額が支給されるため、特定の政策目的に係る費用対効果は小さい。</li> <li>○現金給付の目的とは異なる用途に使用されるおそれがある。</li> </ul>
現物給付 (保育サービス、子育て支援サービス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○真にニーズのある者に公費が投入されるため、特定の政策目的に係る費用対効果は高い。</li> <li>○必要な分だけサービスが提供され、給付費総体が過大になりにくい。</li> <li>○雇用創出効果が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用できるサービスが、現物給付の対象に限定される。</li> <li>○利用者、非利用者間での不公平感をまねくおそれがある。</li> <li>○サービス提供主体の高コスト構造をまねくおそれがある。</li> </ul>

家族支援給付:現金給付と現物給付の比較 (1998年)

対GDP比率 (%)



資料: OECD 社会支出統計 2001

## 受給経験者による児童手当の使途・意識

1. あなたは、受給した児童手当をどのように使っていますか（またはか）？次の中からもっとも近いものを一つお選び下さい。

特に用途は決めず、月々の家計に足して使う	656	50.7%
子どものために使う	600	46.3%
子ども以外の用途に使う	6	0.5%
その他(具体的に: 子供の為の貯蓄)	23	1.8%
その他の用途)	10	0.8%
無効回答	4	
集計母数	1299	

2. 1で「子どものために使う」と答えた方に伺います。用途について、該当するものすべてをチェックして下さい。(複数回答)

子どものための貯蓄	424	70.7%
学費(塾・お稽古事を含む)	133	22.2%
子どもの衣類	120	20.0%
子どもの食費	51	8.5%
その他子どもに係わる経費(具体的に:)	87	14.5%
集計母数	600	

(注) 「こどものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の対策に関する総合的研究」(平成13年度)

## 保育・子育て関連サービスの拡充による雇用創出効果

平成14年度→平成15年度(+144億円※)

○保育所の受入れ児童数の増大(約5万人)

○延長保育

10,000力所 → 11,500力所

○休日保育

450力所 → 500力所

○一時保育

3,500力所 → 4,500力所

○地域子育て支援センター

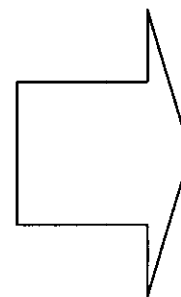
2,400力所 → 2,700力所

○放課後児童クラブ

10,800力所 → 11,600力所

○乳幼児健康支援一時預かり

350市町村 → 425市町村



雇用創出効果

約10,000人

\* 「保育所の受入れ児童数の増大」のための平成14年度補正予算額86億円を含む。